

2021年5月13日

当会における出勤者数削減等の実施状況について

当会事務局では、政府・自治体からの要請を受け、出勤者数削減等のため下記の取り組みを行っていますので、お知らせいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 在宅勤務(テレワーク)

- ◆ 従来、最低週3日の在宅勤務等により各部署における出勤者数の7割削減を目指してきましたが、4月23日より、原則在宅勤務とさせていただきます。
- ◆ 実施状況については、平均9割前後の削減を達成している。
- ◆ 出勤者でミーティングを行う際にも、会議室には集合せず、それぞれが分かれてオンラインで実施するなど、役職員間での感染防止に努めている。

2. 時差出勤

- ◆ 従来、業務の都合で出社せざるを得ない場合は最大で前後1時間の時差出勤を認めていましたが、4月23日より、就業時間内であっても業務が済み次第、速やかに退出することとさせていただきます。

3. 移動

- ◆ 従来、外部会合への参加、出張・訪問、来客対応は極めて必要性が高い場合に限定していましたが、4月23日より、原則として外部会合へは不参加、出張・訪問は自粛、来客対応はお断りさせていただきます。

4. 会合開催

- ◆ 会合開催は組織運営に必要な会合に限定し、開催する場合にも、オンラインシステムの活用や会場設営の工夫等により、3密の回避を徹底させていただきます。

以上